

# SLN *SOFTIC LAW NEWS*

---

(財)ソフトウェア情報センター

発行 専務理事 金井 二郎  
編集 調査研究室長 石原 壽夫

No.12 1989. 4. 20

○アップル対マイクロソフト事件に中間判決下る ..... 1

---

**SOFTIC** (財)ソフトウェア情報センター 〒105 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル  
TEL(03)437-3071 FAX(03)437-3398

©(財)ソフトウェア情報センター  
1989  
本誌記事の無断転載を禁じます。

この出版物は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である機械工業振興資金の補助を受けて作成したものである。

## アップル対マイクロソフト事件に 中間判決下る。

1. 本誌第4号(1988-6-1)で紹介した題記事件について本年3月20日、管轄裁判所(カリフォルニア北部地区連邦地方裁判所)から中間的な判決が下った。裁判の提起が昨年(1987)の3月17日であるから、中間的な判断とは言え、丁度1年で答えが出たことになる。

この事件の争点は、2つに大別できる。その1は、両社間に締結されていた契約が被告マイクロソフト社の行為の合法性の根拠となるか否か、その2は、仮に契約が根拠とならないとした場合、マイクロソフト社の行為が原告アップル社の著作権を侵害するか否か、である。今回の中間判決は、前者の争点、即ち契約問題についての判断を示したものであり、後者の争点については更に審理することとなった。なお、S O F T I Cは未だ判決文を入手していない。従って、以下の記述は、専ら“BNA's Patent, Trademark & Copyright Journal”(1989-3-30、)から得た報告によっている。

2. 事件の概要は本誌第4号を参照頂きたいが、要するに、マイクロソフト社がアップル社のユーザ・インタフェイスと類似した“Windows 1.0”をIBM互換PC用に開発したところ、両社間で紛争が発生し、交渉の結果、1985年、「合意」が成立した。その後、マイクロソフト社が、“Windows 2.03”を開発したのであるが、この“Windows2.03”に対してアップル社が著作権侵害を主張して提訴した、というのが大雑把なストーリーである。

前記BNA誌によると、マイクロソフト社は、次のような反論を展開していたようである。

- (1) “Windows2.03”は、1985年の「合意」の範囲内で行ったものであり、合

法である。

(2) 前記「合意」は“visual display”についてのものであるが、マイクロソフト社のマルチウィンドウは“screen display”であるから、「合意」による制約の外にある（マイクロソフト社によると，“visual display”とは、マルチ表示されている個々のwindowを指している。

(3) 前記「合意」は、アプリケーション・ソフトによって生成される画面を対象としているが“Windows 2.03”はシステム・ソフトが生成するものである。

(4) 前記「合意」は，“Windows 1.0”を使って生成し得るすべての画面を対象としている。

3. 裁判所は、前項の各論点に対し、大略次のように述べた上で、マイクロソフト社の反論を退けた。

(1) に対して、……

「アップル社が『合意』の対象範囲を限定しようとしたのに対してマイクロソフト社が抵抗した経緯があるようだが、結局は、合意書前文中の“the current version of windows”を“Microsoft Windows Version 1.0”なる用語へ置き換える点にマイクロソフト社も同意した。要するに『合意』の対象をVersion 1.0に限定する点について両社は合意していたのである」

(2) に対して、……

「“visual display”なる用語は、表示されている個々の画面要素を指す場合から、スクリーンに表示されている画面全体を指す場合まで、様々な場合に用いられている。この点はマイクロソフト社側の技術専門証人も認めている。従って“visual display”と“screen display”とを使い分けようとするマイクロソフト社の反論は容認できない」

(3) に対して, ……

「1985年の『合意』のための交渉過程で, 画面がアプリケーション・ソフトで出力されるかシステム・ソフトで出力されるか等という技術的問題が討議された根拠は無い。従って, この点については検討する必要は無い。」

(4) に対して, ……

「マイクロソフト社の立論に従うならば, “Windows 1.0” のサブルーチン・コールを駆使することによって, 老練なプログラマーは, ありとあらゆるvisual displays を生成することも可能になってしまう。これは, あまりに不当な主張である。」

4. 以上の次第で裁判所は, 契約問題に関して次のような答えを出した。

「1985年の『合意』は, “Windows 1.0” のvisual displays と, これに対応するプログラムの利用のみに限定して行われたものである」